

各生活介護事業所 管理者 } 様  
各児童発達支援事業所 管理者 }

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和8年度岐阜県福祉事業所等医療的ケア支援事業補助金事業の実施計画の提出について

このことについて、本補助事業の活用を予定されている事業所におかれましては、下記「1 提出書類」により、令和8年3月13日（金）までに必要書類を提出願います。

なお、本補助事業を含む来年度予算（案）については、現在、議会上程中であり、実施計画書の提出をもって補助事業を採択するものではなく、補助金交付事務を円滑に進めるための事前手続きであることを申し添えます。

また、本補助事業の実施にあたっては、下記「2 留意事項」を遵守願います。

#### 記

#### 1 提出書類

- (1) 実施計画書
- (2) 添付書類

・事業計画書（別紙1）、支出予定額内訳書（別紙2）、利用者状況内訳書（別紙3）、  
法人登記簿謄本、定款の写し、事業所指定書の写し

\*実施計画書、事業計画書（別紙1）、支出予定額内訳書（別紙2）及び利用者状況内訳書（別紙3）の様式は、岐阜県医療福祉連携推進課ホームページの次のアドレスからダウンロードしてください。

<アドレス> <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/318605.html>

#### 2 留意事項

- ・看護、リハビリ、口腔ケア等の医療的ケアの指導者として外部の看護師、理学療法士、歯科衛生士等を招へいするにあたっては、契約の相手方、業務内容・報酬等を明確にした業務委託契約書を締結し、交付申請書に添付する必要があること。
- ・業務委託契約書には、特に業務の区分（訪問看護、訪問リハビリ、訪問歯科等）並びに当該業務に従事する職種を明確にすること。

#### 3 補助金交付事務のスケジュール等について

別添「令和8年度の交付事務について」を参照してください。

所 属	医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係		
係 長	水谷	担 当 者	伊藤・墨井
電 話	058-272-1111（内線3284）		
E-mail	<a href="mailto:sumi-kiyono@pref.gifu.lg.jp">sumi-kiyono@pref.gifu.lg.jp</a>		

別添 令和8年度の交付事務について

○スケジュール

	事業者の提出書類	県 [医療福祉連携推進課]
実施計画書の提出 *令和8年3月13日まで	実施計画書 <添付書類> ・事業計画書 (別紙1) ・支出予定額内訳書 (別紙2) ・利用者状況内訳書 (別紙3) ・法人登記簿謄本 ・定款の写し ・事業所指定書の写し	内示 *令和8年度予算成立後 (3月下旬見込み)
交付申請書の提出 *内示後1週間程度 (別途通知します)	交付申請書 (要綱 別記第1号様式) <添付書類> ・申請額内訳表 (要綱 別紙(1)) ・実施予定表 (要綱 別紙(2)) ・歳入歳出予算書抄本 ・その他参考資料 業務委託契約書 (又はその案) の 写し、又は派遣に係る書類の写し	交付決定 (要綱 別記第2号様式)
実施状況報告の提出 *例年10月頃 (別途通知します)	事業実施状況報告書 (上半期) (書式は別途通知します)	
実績報告書の提出 *年度末又は事業終了後1 か月以内	実績報告書 (要綱 別記第4号様式) <添付書類> ・精算額内訳書 (要綱 別紙(5)) ・実績報告 (要綱 別紙(6)) ・歳入歳出決算 (見込書) 抄本 ・その他参考資料 (別途通知します)	補助金額の確定
請求書の提出 *補助金額の確定後 (別途通知します)	請求書 (要綱 別記第5号様式)	補助金の支払い
消費税等仕入控除税額報告 書の提出 (該当ある場合) *次年度又は決算確定後	消費税等仕入控除税額報告書 (要綱 別記 第6号様式)	返還請求 (返還額が発生 した場合)

\*補助金交付要綱 (要綱中の様式含む。) は、岐阜県医療福祉連携推進課ホームページの次のアドレスを参照してください。

<アドレス> <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/318605.html>

○変更交付申請書の提出について (交付要綱第6条参照)

- ・交付決定額に2割以上の変更 (増減) が生じる場合には、変更交付申請書 (要綱 別記第3号様式) を提出してください。

○補助金の支払いについて (交付要綱第12条参照)

- ・原則、精算払としますが、事前の申入れにより、半期毎を目安に、概算払いも可能です。
- ・事情により、年2回以上の支払いを希望する場合は、ご相談ください。

○留意事項

- ・予算の範囲内で補助金を交付することから、満額の交付とされない場合もあります。
- ・医療連携体制加算等、類似の障害福祉サービス報酬を算定する場合には、補助対象となりません。